

# 予防接種の健康被害でお悩みの方へ

## 立川市予防接種健康被害申請費助成金制度のご案内

### ■ 国の救済制度（予防接種健康被害救済制度）について

予防接種は、国民を広く感染症から守るために必要なものですが、極めて稀に健康被害が起こります。予防接種による健康被害では予防接種法に基づく救済制度を受けることができますが、現実的に以下のような課題があります。

#### 課題

- ・申請から支給までの期間が長い
- ・申請に必要な書類を揃えるのにお金がかかり大変

### ■ 立川市の新制度

立川市では、健康被害にあいながらも申請をためらう市民のために、令和6年度より「立川市予防接種健康被害申請費助成金制度」を創設しました。新制度の特色は下記のとおりです。

#### 新制度の特色

- ① 立川市独自の制度（都内では唯一）
- ② 国の認定結果にかかわらず助成
- ③ 受診証明書1件につき4,000円（定額）
- ④ 新型コロナワクチン無料接種期間（特例臨時接種）中の健康被害も対象※ 任意接種は対象外です

### ■ 注意

偽り又は不正な手段により申請を行い、助成金を受け取った場合、後日、その事実が発覚した際に交付の取り消し又は返還を求める場合があります。

#### 問合せ

立川市保健医療部健康推進課  
新型コロナワクチン接種等担当係  
TEL：042-595-7062